

各国銀行取引約款の比較

—各国銀行取引約款の検討 そのⅡ—

1999年3月

金融法務研究会

は し が き

本報告書は、本研究会における平成8年以降の検討の成果である。

本研究会は、平成8年2月に、「各国銀行取引約款の検討—そのⅠ」として、「各種約款の内容と解説」と題する報告書を発表している（以下、これを「報告書—そのⅠ」と略称する。）。それは、各国の各種の約款ひな型または特定の銀行の各種の約款について、その内容と解説をしたものであり、そこでは、同じ事項に関する各国の約款の内容の比較検討はなされていなかった。

本報告書は、各国銀行の各種の取引約款を事項ごとに比較検討したものである。いわば、各国銀行約款を横断的に比較検討したものである。本報告書における検討の対象は、「報告書—そのⅠ」のそれと同様である。それらの対象を、同じ、または類似の事項ごとにまとめ、その事項ごとに各国の約款を比較検討したものである。そこでは、わが国の同じ、または類似の事項との比較検討がなされていることはいうまでもない。そこで比較検討の対象とした事項のなかには、約款によって規制されているだけでなく、あるいは約款によって規制されているほかに、それぞれの国の立法によって規制されているものも含まれている。それらの事項については、各国の立法にまで遡って検討をしている。

「報告書—そのⅠ」の「はしがき」でも指摘したことであるが、各国の銀行取引約款の内容を検討すると、そのなかには、顧客の立場に十分に配慮しているものと、銀行の立場を優先させているものがあり、このことは、「報告書—そのⅠ」でもある程度明らかにされていると考えるが、本報告書において、さら

に具体的に明らかにされていると考えられる。この成果は、今後のわが国における各種約款の再検討に当って裨益するところが少なくないのではないかと考えている。

本研究会は、引き続き、「チェック・トランケーションを日本に導入する場合の問題点」および「消費者との銀行取引における法的問題」について検討を開始している。この検討の成果についても、それが出来上り次第、本研究会としての報告書を発表する予定である。

以 上

平成11年3月

前 田 庸
青 山 善 充
能 見 善 久
岩 原 紳 作
野 村 豊 弘
前 田 重 行
山 下 友 信
神 田 秀 樹
山 田 誠 一

各国銀行取引約款の比較

—各国銀行取引約款の検討 そのⅡ—

目 次

はしがき

総 論 [岩原紳作]	1
I. 総則的規定 [能見善久]	19
II. 各種の口座 [神田秀樹]	35
III. 口座取引の解約および口座の閉鎖 [前田重行]	39
IV. 当事者 [神田秀樹]	65
V. 銀行と顧客間のコミュニケーション [青山善充]	71
VI. 銀行と顧客間の義務、損害の分担について [山田誠一]	89
VII. 相殺に関する各国法制、約款等の比較 [前田庸]	115
VIII. 口座への入金等 [岩原紳作・山下友信]	149
IX. 小切手取引 [山下友信]	211
X. E F T取引 [野村豊弘]	217

以 上